

令和8年度障がい者共生地域活性化支援事業業務委託募集要領

1 業務の目的

就労継続支援事業所等と農林水産業者や商工業者、官公庁のほか公共的な取組の担い手等との連携を支援し、地域活性化を図ることにより、障がい者の工賃水準の向上とあわせ、社会経済活動の担い手としての活躍を促進しようとするもの。

2 委託業務の内容

別紙「令和8年度障がい者就労・社会参加支援事業業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間及び委託料の上限額

- (1) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 委託料の上限 15,143千円(税込)

本事業は、令和8年度当初予算の成立を前提として募集を行っており、県議会での審議状況等により、募集の停止、事業内容の変更、契約しないこと等の措置を行うことがある。

4 応募資格

- (1) 岩手県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体であること。
- (2) 本件委託業務に類似する障がい者の支援に係る事業実績があり、障がい及び障がい者を正しく理解し、県内全域において適切なサービスが提供できると認められること。
- (3) 次のいずれかに該当する法人又は団体は、応募者となることはできないこと。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札への参加が制限されている法人又は団体
 - イ 会社更生法、民事再生法等の規定に基づき更生又は再生手続きをしている法人
 - ウ 岩手県が行う建設工事等の請負又は物品・役務の購入・提供若しくは製造の請負の指名停止を受けている法人又は団体
 - エ 法人税、事業税、消費税、地方消費税を滞納している法人又は団体
 - オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人又は団体
 - カ 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をその業務に従事させ、又はその業務の補助として使用する恐れのある法人又は団体

5 応募方法

- (1) 応募期間 令和8年3月2日(月)から令和8年3月12日(木)17:00【必着】
- (2) 提出場所 岩手県保健福祉部障がい保健福祉課
- (3) 提出書類 (各1部)
 - ア 様式1 実施希望届出書
 - イ 様式2 組織等に関する調書
 - ウ 様式3 事業等に関する調書
 - エ 添付資料
- (4) その他 応募書類は持参又は郵送のこと。(郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」とすること。)

6 応募に関する留意事項

- (1) 失格又は無効
次に掲げる場合は、当該応募は失格又は無効とすること。
 - ア 提出期限を過ぎて応募書類が提出されたとき。
 - イ 提出した書類に虚偽を記載したとき。
 - ウ 本募集要領に違反すると認められたとき。
 - エ 応募資格を有していないことが判明したとき。
 - オ 申請者による業務履行が困難であると判断されたとき。
- (2) 応募内容の変更禁止
提出された書類の内容を変更することはできないこと。
- (3) 応募書類の取り扱い
応募書類は理由のいかんを問わず、返却しないこと。
- (4) 費用負担
応募に要する経費等はすべて応募者の負担とすること。
- (5) 質問
 - ア 別紙に記載の上、E-mailにより下記、問い合わせ先まで提出のこと。
 - イ 受付期間 令和8年3月2日（月）から令和8年3月9日（月）まで
 - ウ 回答方法 県ホームページに掲載

7 応募から契約までの流れ

- (1) 資格要件を満たす応募者が1者の場合
応募した1者を受託候補者とし、別途見積書を提出すること。
- (2) 資格要件を満たす応募者が2者以上の場合
資格要件を満たす応募者に対し、下記8に定める企画競争による審査会を実施し、受託候補者を選定すること。

8 審査方法等

上記7(2)に定める企画競争の実施方法等については以下のとおりとし、応募者の有する企画や運営能力等を総合的に評価して選定する。

なお、選定にあたっては、審査会を実施する。（審査会の開催方法等は後日お知らせする。）

- (1) 提出書類等
 - ① 提出期限 令和8年3月19日（木）17：00【必着】
受付場所 岩手県保健福祉部障がい保健福祉課
 - ② 提出書類（各5部）
 - ア 様式4 企画提案書
 - イ 様式5 スタッフ一覧表
 - ウ 様式6 見積書
 - エ 添付資料
 - ③ その他 応募書類は持参又は郵送のこと（郵送の場合は、必ず「配達記録郵便」とること。）。
- (2) 企画競争に際しての留意事項
上記6に準ずる。
なお、応募者が審査会に出席しない場合及び書類を提出しない場合は、失格とする。

(3) 審査機関

審査は、障がいに関する有識者及び県職員による審査会において行うこととする。

(4) 審査会の開催方法等

- ① 審査会においては、各応募者から企画提案内容についてヒアリングを行う。
- ② 企画提案書等及びヒアリング内容を（別表）「選定基準及び審査内容、配点」に基づき評価・得点化し、受託候補者を選定する。
- ③ 審査結果については、受託候補者の選定後、各応募者に対し速やかに文書で通知するとともに、県のホームページに掲載する。

9 問い合わせ先

〒020 - 8570

岩手県盛岡市内丸 10 - 1

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課 障がい福祉担当

電話 019 - 629 - 5448

E-mail AD0006@pref.iwate.jp

(別表)

選定基準及び審査内容、配点

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
1 事業目的	事業目的	委託業務の趣旨、内容、求められる成果等を理解し、的確な提案となっているか。	10	10
2 企画提案内容等	事業の運営	各事業における確実な実施が見込まれる提案となっているか。	15	35
	関係団体・機関との連携	関係団体・機関との連携が見込まれる計画となっているか。	10	
	事業効果	障がい者の工賃水準の向上とあわせ、社会経済活動の担い手としての活躍促進に係る効果が期待できる計画となっているか。	10	
3 事業の確実性	見積書	事業の積算に係る単価や経費が妥当なもので、業務の提案内容と整合性がとれた計画となっているか。	10	50
	事業実施能力	団体の運営基盤(財政、人材)が確保され、的確な事業運営、スタッフ配置、事業実績報告等が適正かつ確実に運営できる計画となっているか。	15	
	専門性などの特性	業務の実施にあたって知識と経験を有する人員を配置する計画となっているか。	15	
	事業実績	類似の業務実績から、確実に本事業を遂行できる能力を有し、または良好な運営が期待できるか。	10	
4 その他		事業実施にあたって、特に優れた提案や工夫が認められるか。	5	5
合 計			100	